

総務委員会 請願説明資料

令和6年11月11日

件名	頁
1 受理番号13 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について 意見書の提出に関する請願・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(政策経営部)

件 名	受理番号 13 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
所管部課名	政策経営部 財政課
請願の要旨	東京都における「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置」「商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」について、令和7年度以後も継続されるよう、都に対して意見書の提出を求める。
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	鹿浜 昭 議員、たがた 直昭 議員、杉本 ゆう 議員
内容及び経過	1 現状 (1) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置 東京23区内の都市計画税は、生活上最低限必要と認められる住宅1戸あたり200㎡までの部分（小規模住宅用地）に対する税額を、昭和63年度から都税条例により軽減している。この措置は令和6年度も実施。 【概要】 ア 目的は都民の定住確保及び地価高騰に伴う負担緩和のため イ 創設は昭和63年度 ウ 対象は小規模住宅用地（住宅1戸あたり200㎡までの部分） エ 軽減割合は都市計画税の2分の1 ※ 軽減額は約397億円（23区総額、令和6年度見込み） (2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置 東京23区の非住宅用地の過重な負担を緩和するとともに厳しい経済状況下にある中小企業者等を税制面から支援するため、平成14年度から減免措置を行っている。この措置は令和6年度も実施。 【概要】 ア 目的は厳しい経済状況下における中小企業者等の支援、負担の緩和のため イ 創設は平成14年度

	ウ 対象は、①個人、②資本金の額又は出資金額が1億円以下の法人、③資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） エ 減免割合は、対象となる400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割 ※ 軽減額は約293億円（23区総額、令和6年度見込み） （3）商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置 【概要】 ア 目的は東京23区内商業地等の負担水準の不均衡の是正及び過重な負担緩和のため イ 創設は平成17年度。この措置は令和6年度も実施。 ウ 対象は負担水準が65%を超える商業地等 エ 固定資産税及び都市計画税の負担水準が65%に相当する額までを減額する。 ※ 軽減額は約3億円（23区総額、令和6年度見込み）
--	--